|  |  |
| --- | --- |
| 請 　　　書 | 収入  印紙 |

１　契約代金額　　　¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　¥　　　　　　）

内　訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規　格・寸　法 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |  |

２　納　入　期　限　　令和　　年　　月　　日

３　納　入　場　所　　発注者の指定する場所

４　保　証　期　間　　納入後　　　　　　月間

５　支　払　条　件　　納入検査合格後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。

６　遅　延　利　息　　契約代金額に対して納入期限の翌日から起算して、遅延日数につき年2.5パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算して得た金額とする。

７　契約不適合責任　　(1)　引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、代品の納品、物品の補修又は部品の交換等による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

　　　　　　　　　　(2)　受注者が前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合に応じた物件の代金の減額請求を行うことができる。

　　　　　　　　　　(3)　(1)及び(2)の規定は、発注者がその契約不適合を知った日から１年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が受注者の故意または重過失による場合は、この限りではない。

　　　　　　　　　　(4)　(1)及び(2)の規定は、発注者による損害賠償請求の行使を妨げない。

８　違　約　金　　本契約条項を履行しないときは、本契約を解除するものとし、この場合においては契約代金額の100分の10の違約金を徴収する。

９　秘密の保持　　この契約の履行に際し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10　協　議　事　項　　この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

上記の契約代金額及び受注条件をもって指示どおり履行することをお請けいたします。

令和　　年　　月　　日

弘前市長　様

　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　受注者　商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印